(案)

消費生活相談等業務に係る委託契約書

神戸市(以下「甲」という。)と〇〇(以下「乙」という。)との間で、次の表の条項及び 別紙委託契約約款の条項(次の表の第5項に定める条項を除く。)により委託契約を締結する。

1 委託業務に係る委託料	(総額) ○○○円(うち消費税及び地方消費税相当額 ○○○円)
(部分払、前金払又は概算	(内訳)上半期○○○円(うち消費税及び地方消費税
払により支払うものは、そ	相当額 ○○○円)、下半期○○○円(うち消費税及び
の旨、その金額及び支払う	地方消費税相当額 〇〇〇円) 毎に、乙の請求に基づき
時期)	速やかに概算払する。(上半期についてはこの契約締結
时 <i>判 </i>	
	後、下半期については11月頃) 第6項のとおり
精算を行う場合の方法	
2 契約保証金(第3条関	契約金額(消費税及び地方消費税相当額を含む)の100
係)	分の3以上
3 委託業務の履行に係る期	令和7年6月1日から令和8年3月31日まで
間又は期日(以下「委託期	
間等」という。)	
債務負担行為又は長期継続契約に該 当する場合は、その旨	
4 甲が乙に対し委託業務の	機械器具等:仕様書10. 神戸市との役割分担(1)に
履行のために必要な機械器	記載するものについては、無償貸与もしくは全額免除
具等、設備等を提供する場	により提供する。
合の有償・無償の別	設備等: 仕様書10. 神戸市との役割分担(3) に記載
有償の場合の金額(第18条	するものについては有償 (398,991円)
第3項、第5項関係)	7 6 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
委託料からの控除又は納入通知書に	下半期委託料からの控除
よる納付の別、及び控除(納付)時期	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
5 別紙委託契約約款のうち	なし
適用を除外する条項	
	(精算)
	第43条 乙は、委託業務の完了後、甲の指定する期日ま
	でに、別紙委託業務報告書を甲に提出しなければなら
	ない。
0 - 111/07 - 1-2/ +11/04/ 4/ +1/) - / 1 - 11	2 甲は、前項により乙から委託業務報告書の提出を
6 別紙委託契約約款に付加	受けた場合、 第4条に基づき検査し、仕様書の7「精
する条項	算」に基づき精算を行う。
	3 乙は、前項による精算の結果、概算払を受けた委託
	料に余剰金を生じたときは、これを甲の定める方法
	により、甲の指定する期日までに、甲に返納するも
	のとする。
	なし
7 担保期間(第13条)	

この契約の締結を証するため、甲と乙は、本電子契約書ファイルを作成し、それぞれで電子署名を行う。なお、本契約においては電子データである本電子契約書ファイルを原本として扱うものとし、同ファイルを印刷した文書はその控えとする。

令和7年6月1日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号 甲 神戸市 代表者 神戸市長 久元 喜造

 \angle